

## 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 会費等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会金及び会費)

第2条 定款第8条に規定する入会金及び会費（年額）は、次に掲げるところによる。

#### (1) 正会員

##### ① 入会金

個人 1,000円

##### ② 会費

個人 1,000円

#### (2) 賛助会員

##### ① 入会金

個人 なし

団体 なし

##### ② 会費

個人 5,000円/口

団体 10,000円/口

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において2分の1ずつ使用するものとする。

4 正会員の会費については、公益目的事業及び管理部門のために2分の1ずつ使用し、賛助会員の会費は公益目的事業のために使用するものとする。

### (会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を9月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳(別紙)に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成25年8月18日社員総会決議)

この規程の改正は、定款改正に係る文部科学大臣の認可の日(平成25年10月30日)より施行する。

別紙 (第3条関係)

### 会 費 台 帳

会員氏名 _____			
区 分	納入年月日	金 額	摘 要
入 会 金	年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	平成 年度分		

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。